

第13回工事入札調査特別委員会会議録

日時 平成26年5月16日(金) 午後1時30分～4時28分

会場 笛吹市役所八代庁舎 2階第2会議室

出席委員 志村直毅 北嶋恒男 海野利比古 神宮司正人 上野稔 小林始 中川秀哉 渡辺正秀
野澤今朝幸

オブザーバー 前島敏彦議長

委員外議員 荻野謙一

説明員 雨宮茂貴 菊島正博 山下由美子 有賀滋一 志村一仁 角田和仁

議会事務局 三沢久 西海好治 橘田裕哉

傍聴人 5人(内、報道関係者4人)

議事

- ①御坂配水場築造工事入札に関する聞き取り調査
- ②その他

○三沢議会事務局長

ただいまから、第13回になります、工事入札調査特別委員会を次第によりまして、始めさせていただきます。

まずはじめに、開会のあいさつを上野副委員長お願いします。

○上野副委員長

こんにちは。

本当に緑が濃くなりまして、すがすがしい陽気になりましたけれども、そういう中で、本当に真夏日というような日もありまして、気温の上下が激しいということで、皆さん体調に十分注意をしていただきたいと思います。

今日は第13回ということで、特別委員会ですけれども、今日は聞き取り調査ということで6人の方にお聞きすることになっていますので、皆さんのご協力をお願いいたします。

ただいまから開会します。

○三沢議会事務局長

ありがとうございました。

続きまして、野澤委員長よろしくをお願いします。

○野澤委員長

あらためまして、ご苦労さまです。

今日は13回ということで、今、副委員長のほうからお話がありましたように、聞き取り調査ということで、御坂配水場、ここに限った聞き取り調査ということで、よろしくをお願いします。

聞き取り調査ですから、形としては私のほうで、この間委員会で話された、大まかな点についてお聞きします。その後、皆さんの気がついたところとか、必要な事項を事実確認する上で必要なことを細部にわたっての質問ということでお願いしたいと思います。

それでは、今から始めたいと思います。

よろしくお願いします。

○三沢議会事務局長

ありがとうございました。

それでは、これから議事に入らせていただきますが、議事の進行につきましては、野澤委員長をお願いいたします。

○野澤委員長

暑いので、上着を脱ぐなり、ネクタイをしてきた人はネクタイも結構です。

会議に入る前に、本日、傍聴と撮影の申請があり、これを許可しましたので、報告いたします。

傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛にお願いします。

また、携帯電話の電源は切るか、マナーモードに設定していただくようお願いします。

なお、委員長の命令に従わないときは、笛吹市議会委員会条例第19条第2項並びに、委員会傍聴規定第9条の規定により、退場を命じますので、念のため申し添えます。

問うまでもないと思いますけれども、この特別委員会は、原則公開ということですから、今日も公開ということですのでよろしいですね。

(はい)

では、これより議事に入ります。

御坂配水場築造工事入札に関する聞き取り調査を行います。

本日の委員会は、6名の市職員の皆さんから聞き取り調査を行うことになっております。

職員の皆さんには、お忙しい中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。

なにとぞ、本委員会の調査目的を理解賜り、円滑に進行できるようにご協力をお願いします。

本日の流れですが、まず、雨宮課長に質問させていただき、その後、順次お1人ずつ質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

なお、一応の目安として、聞き取り調査の時間設定をさせていただいておりますので、委員の皆さんにも、委員会の円滑な運営にご協力をお願いいたします。おおむね30分を目途としています。よろしくお願いします。

それではまず、私のほうから雨宮課長のほうに質問をさせていただきます。

まず1問目ですけれども、2問ほど私のほうで、1問目ですけれども、今申しましたように、御坂配水場の築造工事入札です。これについては、ご存じのように昨年の2月26日に公告して、入札予定日が3月19日でしたけれど、2日後の2月28日に取り止めとなりました。この経緯について、雨宮課長のほうからご説明いただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○雨宮茂貴君

よろしくお願いします。

この案件につきましては、公告後2日ということ、日数が、公告からの取り止めにかかる日数が少なかったわけですけれども、当然、公告の決裁等はいただいております。その中で公告したわけですけれども、上司、市長、副市長と打ち合わせ等がありまして、その中で取り止め

ということを決断をさせていただき、市長の決裁を取っています。

○野澤委員長

その副市長とのやり取り、それは課長、2人だけですか。どういう形でその協議がなされたんでしょうか。その点について。

○雨宮茂貴君

担当の菊島リーダー、それから当然副市長、あと担当課、事業課はいなかったと思いますけど、取り止めについてということで、打診、協議がされて、28日に決裁を取り、取り止めとしたところです。

○野澤委員長

そのときの取り止めに言い出したのは、副市長ということでしょうか。そのへんの。

○雨宮茂貴君

はい。

○野澤委員長

その理由についてはどのような。

○雨宮茂貴君

この浄水場の関係の築造工事につきましては、当初から話の中で、共同企業体でどうかというようなお話しもいただきました。事業課、担当課、私たち、入札を行います管財課と、それから執行者等と話した中で、単独の事業でということで執行したわけですけど、公告したわけですけど、やはり2度目の再公告の状況のとおりであります。最終的に共同企業体という形になりました。

そこが原因かと思えます。

○野澤委員長

単独でなく、共同企業体ということの理由付けは、どのような理由付けだったんですか。

○雨宮茂貴君

これは金額が、おおむね3億円以上の工事、土木工事等につきましては、これはおおむねですので、共同、JV共同企業体での発注ができるということです。基準には市のほうでなっております。そういったことを考えた中だと思いますけど。

○野澤委員長

ちょっと先のほうに戻りますけれど、この公告を出すときに、入札参加の審査委員会ですね、それはどのような形で行われたんですか。

今、共同企業体というような話も出た話でしたけれど、それがどのようなところで出たのか、あるいは参加資格の委員会のほうでは出なかったのか、そのへんの公告を出すまでの、どんな話がなされたか、そのへんについて。

○雨宮茂貴君

この案件につきましては、先日ですか、参加してお話しした案件と同時と、持ち回り決裁を受けた案件です。ですから案として持ち回りの決裁を受けた、委員さん方というところです。

○野澤委員長

それで、先ほどの共同企業体ではどうかというような話も、一応出ていたというように、出ていたけれど、公告を出すときには単独でというような話になったということですけども、この共同企業体という話が出たというのは、どのような時点で出たんですか。

○雨宮茂貴君

入札の執行伺いを出した時点ですね、事業課がですね。事業課とするとこの工事については単独に、実例として境川の配水場等ありました、同じような形でということの考えがあったかと思えます。

○野澤委員長

事業課のほうでは、共同企業体ということで。

○雨宮茂貴君

いいえ、単独です。

○野澤委員長

共同企業体というのは、むしろ管財課のほうで。

○雨宮茂貴君

副市長のほうからです。

事業課と管財課については、単独です。

○野澤委員長

最終的には副市長が出されたということで、取り止めになったことは分かるんですけど、その最初の公告を出す段階で、共同企業体という話を副市長はしていたということなんですか。そこは。

○雨宮茂貴君

そこはどうかという。

○野澤委員長

どうかと。

でも、結論的には、結果的には単独になったということで、またひっくり返ったということですね、結果的に。

○雨宮茂貴君

はい

○野澤委員長

私のほうからは以上ですけど、今の取り止めの経緯で、皆さんのほうからご質問をお聞きします。

○志村委員

座ったままでいいですか。

○野澤委員長

結構です。

○志村委員

時間も限られていますので、端的にいきたいと思いますが、たびたびご苦労さまです。

まず、先ほど、一番最初の説明で、公告の決裁を得ていたけれども、上司との打ち合わせで決定しというところで、市長、副市長とおっしゃっていましたが、協議のときには市長も同席していましたか。

○雨宮茂貴君

ちょっと記憶では、副市長はおりまして、ちょっとそのへんは定かではないです。事業課はおりませんでした。

○野澤委員長

市長に関しては定かではないということ。

○志村委員

それから、先ほどのお話しだと、単独でというのは、事業課も、管財課もそのように考えていたと、境川の例もあるのでということですが、これをJVにする際には、具体的には市内業者から、拡大をしているということになりますけれども、この点については、これまでの市内業者への発注によって、受注によって、地域経済の振興ですとか、市内業者の育成というような考え方があったかと思うんですが、それからそれていくということになるようにも感じるわけですが、どうしてこのようなJVの形態になったんでしょうか。

○雨宮茂貴君

共同企業体につきましては、今回のこの案件につきましては、2社、または3社という計画をさせていただきました。金額的に、先ほど言ったように3億以上ということで、事業者の参加でき得る業者数からすると、やはり市内だけでは共同企業体を組むということになりますと、市内だけでは業者数が足りない、競争性が担保できないのではないかとということで、止めた経緯があります。

○志村委員

そこでお聞きするんですが、最初の公告のときの参加者数が不適用で、笛吹市内の本社、本店があるところということで出された、この築造工事の公告なんですけれども、細かくいえば、工事請負金額が5千万円以上の工事を元請として施工した実績を有するもので、笛吹市における等級がAということですが、この最初の公告の段階で、これまでの他の案件でも、そういった一般的に入札の際には、それを想定をしているということにも伺いましたけれども、おおむねどのくらいの業者数が入札参加可能かというように管財課のほうでは考えていたかということと、それからJVにして、再公告をする際に、4月9日に再公告する際に、今度はP点1千点以上の親と、それから700点以上の子の業者の組み合わせという形でやった場合に、どのくらいの業者が参加でき得ると考えていたのか、要するに1回目と2回目で、どのくらいの応札者があるかなというように見ていたのか、それからその2回目の中で、市内の業者さんは、1回目に比べて、参加可能性が広がったのかどうか、この点2点についてお願いします。

○雨宮茂貴君

最初の入札につきましては、市内に本社、本店、それから等級がA、特定建設業というようなことで条件が出ていますので、市内でいうと9社あったと思われま。

県内に広げて行った場合ですが、親となる、主たる共同企業体の主たる業者数は、ちょっと確認したところ10社、異なる業者数は15社、これについては当然市内ですよ。700点ということだとBランクの業者も参加ができるということで、業者のランク的なことでは拡大をされた。参加ができるような形です。形をとったということです。

○志村委員

それでいくと、子として入る場合には間口が広がったということになりますけれども、親として入る場合、これは市内の業者というのは可能性があったんでしょうか。

○雨宮茂貴君

ありました。

○志村委員

それは何社ですか。

○雨宮茂貴君

それは1社です。

○志村委員

私のほうからは以上です。

○上野副委員長

最初の土木建築で、中村議員から市内業者育成のためにという話があって、そういうような流れをつくって、最初の浄水場の土木建築の部分で、中村元議員から、市内育成という、そういうアドバイスを受けて、市内育成のためにそういう流れをつくりましたよね。

○雨宮茂貴君

それは、私は聞いていません。

○上野副委員長

聞いていない。

○雨宮茂貴君

ええ。

○上野副委員長

そうですか。

そういう話があったんです、証言でね。そういう中で。

○雨宮茂貴君

私はそういう方とは接触はしていません。

○上野副委員長

聞いてください。

そういう中で、今回の市内業者育成というその流れと、これは違うのかなという、そういう流れを感じるんですけど、そのへんはどう思う。市内業者育成にはならない気がしますよね、共同企業体ということになると。

○雨宮茂貴君

共同企業体ですので、あくまでAランクだけのものにしてたものと、逆にいうと今度は、Bのランクの方を、その事業としては参加ができると、経験を積めるということにはなるかと思えます。

○上野副委員長

ただ経済的な効果で、親は7割で、子は3割といった、そのような話も聞きますけれど、経済効果はあまり期待できないね、そうなると、どうなんですか。

そういうことまで皆さん考えていますか。

○雨宮茂貴君

結果というか、市内の業者でも当然親としては入れるところもありますので、それは組み合わせとしてどうなるかというところはあります。

○上野副委員長

たまたま市内の業者が取ったんですよね。それは1社しかなかったということですよ。

○雨宮茂貴君

そうです。

○上野副委員長

そうだね。共同企業体だね。

そしてもう1つ、持ち回り決裁をしたというけれど、前の土木建築の機械、電気も、公告委員会を開いていないんだよね。そして持ち回りしてしまったんだよね。取り止め以後は、そう
だね。そうなの。

○雨宮茂貴君

これが、持ち回り決裁をしたというのは、公告についての持ち回り決裁をした、最初の段階
ですね。2回目に出すときのものについては、7月に行ったもの入札については、公告委員
会は開いております。

○上野副委員長

今回も公告委員会は開いていないんだよね。

○雨宮茂貴君

どちらの。

○上野副委員長

配水場の築造の関係で。

○雨宮茂貴君

配水場の、御坂配水場の築造工事、公告については、前のものと一緒に、機械設備等と一緒
で持ち回りです。

下野原配水場という名称に変わっていますが、その分については当然公告委員会は開い
ております。

○上野副委員長

同じ工事だけれども、名前が変わった。

○雨宮茂貴君

変わっています。

○上野副委員長

私はこれで結構です。

○小林委員

2月26日に、4件入札があったんだけど、これは全部持ち回り決裁ということですか。

2月26日公告。

○雨宮茂貴君

そうです。

○小林委員

4件ともね。

○雨宮茂貴君

一括です。

3月19日入札分については、持ち回りの決裁を受けました。

○小林委員

この持ち回りの部分ね、課長の見解は駄目か。(いいですよ。の声あり)

課長、持ち回りの部分に関して、どういうふうを考えているというか、これは大変な持ち回
り決裁というのは、要するにリーダーから順々に決裁するでしょう、これはもしかあった場

合に、自分たちが全部（発言内容不明）しなければならない部分の責任ということは当然分かっているよね。持ち回りの場合は、課長の見解を教えてもらえますか、この持ち回り決裁。だって数十億を持ち回り決裁ですよ。この見解を、課長の。当然だと思っている。

○雨宮茂貴君

今回のものにつきましても、前の時にもお話ししたとおり、日数的な、工期的な問題ですね。年度末までにやろうという、事業課等の話から、結局は年度は越えて、26年度までの事業となっておりますけれども、もともとのものが25年度中に完成して、終わらせようという部分がありました。

そういった中で、持ち回り決裁というものの判断をしたんですけれども、この前もちょっとお話をさせていただいたとおり、それがこういうように取り止めとかという結果になったということで、それは非常に良い結果は出ていなかったということは反省しているところです。お話しさせていただきましたけれど。

○小林委員

持ち回り決裁というのは、要するに工期の関係でということは、今までも尋問のというか、喚問の中の話の中であるんだけど、実際工期がもちろん遅れているし、副市長の前に、全協の中の答弁の中でも、期間内の工事は絶対大丈夫だという、こういうような話もしているんだけど、順々に矛盾してきて、結局これも完成は7月か。こういう部分で当然だという部分は、もう一度確認します。持ち回り決裁をする理由として、工期の短縮だからいいんだという、安易な気持ちではないよね、これはね。

○雨宮茂貴君

先ほども言いましたとおり、その当時は必要だという判断の中で、事業課とも話した中で、持ち回り決裁を判断として行ったわけですがけれども、繰り返しでありますけれども、取り止めというようなこと等々があった中で、非常にそういった結果が、悪く出たということは、反省するところです。

○小林委員

数億円の工事は、持ち回り決裁というのは、いくらどうように考えても、かなり疑義の点も残るんだけど、これはこれとしてね。

工事名が変わっていますよね。これはどういう理由で変わったんですか。

○雨宮茂貴君

決裁の執行伺いの関係のもので、ちょっと事業課のほうでないと、名称の変更については、ちょっと分かりません。

○小林委員

事業課でないと分からないということですね。

この工事名が変更になった流れの中で、土木のAから、それから変更後はP点1千点に変わっているんだけど、経営状況がね、変わっているんだけど、最初の土木のAというのは、どういうわけでこの3億1千万円を土木Aという基準にしたんですか。

○雨宮茂貴君

ご存じかあれですけど、配水場の工事ということで、要はステンレス製のタンクを設置するという部分がかなりを占めております。

ですから当然、特定建設業というのが下請けに出す部分が大きいということで、土木工事自

体の部分というのは、大半を占めるわけではありませんので、市内業者でAというような判断で行っております。

○小林委員

土木のAだと市内業者10社該当するということですよ。

○雨宮茂貴君

9社です。

○小林委員

さっき10社と言わなかったですか。

○雨宮茂貴君

9社です。

10社というのは、JVの親のほうです。

○小林委員

9社ある中で、この不適用というのはどういう理由ですか。

○雨宮茂貴君

工事を実際に経験をやっている、当然ステンレス製タンクですので、そういったものを受注して工事をしている業者というものの数は少ない。土木工事を当然やっている業者さんですけど、下請けに出すにしても、そういう業種をやっているところは少ないという、特殊性があるというところで、不適用の判断をしたということです。

○小林委員

そのへんちょっとよく分からない。ステンレスの水槽で、特殊性があるから、Aだったら9社なんだけれども、笛吹市内でね。不適用でもっとも競争率が下がってくるという、そういう部分ですよ。

該当する社が減ってくるという部分で、不適用の条件があったということですよ。

○雨宮茂貴君

参加する可能業者については、先ほどからお話しするように9社。しかし、実際に手を上げていただけるというか、参加していただけるかどうかというところが、やはり不明ですので、それについて、不適用という措置を取った形です。

○小林委員

それはそれで、変更になったあと、1千点の場合は、県内に10社ということですよ。該当する会社、これもそうなんだけれども、参加者数が2社というのは、これまたどういう意味ですか。

○雨宮茂貴君

今回、先ほどの事前の公告ですと、不適用にしたわけですけど、業者数のほうですね、当然それより多くなっています。組み合わせとしても、2社または3社ということで、親になるべき社数が10社だったということで、そのへんも考慮しながら、2社の最低参加者数は確保しようということで、原案をつくったところ、委員会等でもそのとおりという形になりました。

○小林委員

この不適用の2社というのは、管財で入札の条件をつくるときに、誰の指導でこういった部分にしたんですか。

○雨宮茂貴君

あくまで管財のほうでは案ですので、市外の状況を、県内のそういった業種的なことで、実績等の状況等を考慮した中で、原案というのは作成させていただいて、当然決定は公告委員会、入札参加資格審査委員会で決定をしていくということになっています。

○小林委員

決定権は審査会の委員長の副市長ということですね。

○雨宮茂貴君

すみません。決定というか、案を決めまして、最終決定は公告案を回覧決裁取ります。最終的には市長の判断という形にはなります。

原案を管財課に出し、それを協議していただく。協議した結果を決裁を取る。決裁が取れたものについて、公告をするという順序になります。

○小林委員

あと2、3点確認しますけれども、審査会に諮らなかつたのは誰の指示ですか。確認ですけれども。

○雨宮茂貴君

これは、先ほどから言っているように、工期的な部分等があつたということで、担当課と事業課とうちのほうとの話もされたかと思います。このへんはちょっと明確ではないですけれども。

○小林委員

誰のという、誰の指示か。担当課で、事業課でということではなくて、誰かがこうしたほうがいいのではないかとか、こうしなさいとか、指示とか何かあつたのか。

○雨宮茂貴君

なかつたかと思います。

○小林委員

では、誰がこれを決めたんですか。

○雨宮茂貴君

当然、起案するものが、決裁文書は作っていますので。

○野澤委員長

担当課の協議の中で決めたということでしょう。

誰が指示したということではなくて。

○雨宮茂貴君

ということではないということです。

○野澤委員長

あと時間が5分くらいです。

小林委員、もしあれならまとめて。

○小林委員

公告の取り止めの、2日後の取り止めなんだけれども、この指示はどこですか。

○雨宮茂貴君

これは先ほどお話ししましたように、副市長からのお話がありました。

○小林委員

ありがとうございました。

○渡辺委員

今、出てきた問題ですけれども、工期の問題等々で、正規の公告委員会をやらなくて、持ち回りだというように、そのときは判断したと、そのときはそういう判断だったかもしれないけれども、私としてみれば、やはりそれはまずいことだと思っているんですね。そして多く、この日に公告されたものを合わせると30億ですよ。水道関係ね。こういうものを、公告委員会を開かないというのは、これはあとの話だけれども、それで持ち回り決裁で決めてしまうというのは、これはとんでもない話なんですよ。今考えて見れば、私は思うわけなんです。

そうした中で、これはなぜこういうことが起こったかということで聞くわけなんですけれども、それまで、例えば億という入札の案件で、公告委員会を開かずに、持ち回り決裁で決めたということはあったわけですか。それ以前も。

○雨宮茂貴君

以前にも、金額は不明ですけれども、持ち回り決裁でというものの案件はありました。

○渡辺委員

大型のもので。

○雨宮茂貴君

そのへんはちょっと、金額的なことは分かりません。

○野澤委員長

前にも私、その件で質問して、わりあいと持ち回りというのは、金額はともかく、経常的に今までも行われていたというような話を聞いています。

だから今回、特別という、今回は金額が大きいんですけど、特別の話ではないというように認識します。これはまた調べる必要があると思います。

ほかに。

はい。

○志村委員

あと3点だけ確認させてください。

この持ち回りの件は、大きな4事業ということで、これまでもいろいろこの委員会の中でも出てきたんですけれども、特に今回のものは、2日後に取り止めをしているということで、非常にそこが注目しなければならないところだと思うんですが、2月21日付けの持ち回り公告委員会、起案2月22日だったか、決裁26日最終的に副市長が押して、そのまま公告をして、取り止め28日ということになるわけですが、この持ち回りの段階で副市長から、JVにしたらどうかというようなお話が、まずはあったという理解でよろしいですか。

○雨宮茂貴君

持ち回りの段階では、一応これで固まっていると、こちらは思っています。

これを決める以前の段階です。

○志村委員

起案をする前ということですか。

副市長から最初にJVでやったらどうかというのは、これは配水場の起案をする前、執行伺いを出して。

○雨宮茂貴君

いる段階だと思います。

○志村委員

いる段階ということですね。

まずそこで1回あったと。その後、公告を26日にして、2日後に取り止めとなるわけですが、どの時点で、次の副市長のアクションがあったんですか。その日とか、次の日とか、28日とか。

○雨宮茂貴君

そのへんは定かではないですけど、決裁は28日に取り止めの決裁の起案をしていますので、当然その間、公告して翌日なり、28日、当日だとかということはちょっと不明です。

○志村委員

その日ではないんですか。

公告した日ではない。

○雨宮茂貴君

ちょっとそのへんは、記憶にはないです。

○志村委員

雨宮課長、ここは大事なところなので、できれば、これからのあとの方にも聞きますけれど、公告したその日なのか、次の日なのか、28日になのかというところは、曖昧では本当はいけなくて、やはり取り止めの発端になるところなので、26日に公告したけれども、その日のうちにちょっと来てくれというような形で、例えば、これについてなんだけれどという話があったのかどうか。翌日なのか、28日なのかというところは、本当に覚えていないですか。

○雨宮茂貴君

今はすみません、覚えてないです。

○志村委員

では、その協議をされたことについては、そのときには市長がいたかどうか定かではないということですが、市長も当然その取り止めをするということについては、合意していた、了解していたという理解でよろしいですか。

○雨宮茂貴君

そうですね。決裁の起案用紙を見ますと、28日起案で、日付入りの印で、市長まで決裁を取っていますので、当然承諾をされたということになります。

○志村委員

最後にもう1個だけ聞きますけれども、取り止めの理由が公告内容に変更が生じたためということですが、これはこの配水場の構造とか、設計上のことではなくて、入札参加資格の変更ということよろしいですか。

○雨宮茂貴君

再度出したときには、内容的なことですね。敷地内の配管施設等も、その工事の中に、再入札のときには含まれております。

○志村委員

それは含めたんだと思うんですけども、とにかく年度内に急いでいたので、間に合わなかったということも、正直あったのではないかと思うんですね。その配水場の一緒に、持ち回りでこの4事業を出すときの配水場の配管のところまで、実際問題できていなかったのではないかというように思うんですけども、ただ、2日間で取り止めにする理由としては、そういう

ことも入っていたのか、それともその2点では入札参加資格を変更するという事で、取り止めるということになっていたのか、それはどっちですか。

○雨宮茂貴君

その当時だと入札参加資格です。

○志村委員

ありがとうございました。以上です。

○野澤委員長

時間ですが、今までしゃべっていない人で、これはという質問がありましたら、お聞きしますけれど、なかったら以上で終わります。

よろしいでしょうか。

ご苦労さまでした。

10分休憩で20分から始めます。

(休 憩)

○野澤委員長

よろしいでしょうか。

菊島さんにはご苦労さまです。

今日は、参考人ということですから、こちらのほうもあまり堅苦しくない形で、できるだけ事実経過を率直に話していただきたいと思ひますし、そういう質問をするように、委員のほうも心がけてください。

今日は、前にも何回もお呼びして、本当にご苦労さまですけれど、今日は御坂配水場の築造工事、これがご存じのように、昨年2月26日に公告されて、3月19日の入札予定でしたけれども、実際2日後の2月28日に取り止めになったということですが、このへんの経緯とこの流れで、再公告の内容にも触れられると思ひますけれど、とりあえずこの取り止めに至った経緯について、菊島職員の存じているところで、話をしていただきたいと思ひます。

具体的に私のほうでお聞きした方がよいですか。

では、この取り止めということ、まず26日で、28日、3日間の間で、誰がこのような形でこれは公告を取り止めにすべきだということ、を言い出したのか、そのへんからお話しいただきたいと思ひます。

○菊島正博君

公告を出してから2日後ということなんですけれども、こちらについては、上からの指示というか、いろいろと協議とか、指示とかいうことがあるんですけども、本件に関しましては、特に協議ということではなくて、取り止めるようにという指示がございまして、止めたということです。

その理由につきましては、詳しい理由は聞いておりません。取り止めるようにという命令がございました。

以上です。

○野澤委員長

その指示を出されたのは、誰でしょうか。

○菊島正博君

当然、市長決裁ですので、市長だというように考えております。

○野澤委員長

菊島職員が、市長から直接聞いたということですか。その市長からの指示というように考えられるということですか、それとも直に菊島職員のほうにそういう指示があったのか、そのへん具体的にお願いしたいと思います。

○菊島正博君

記憶が確かではないんですけれども、市長と副市長がいまして、その場で説明というか、指示を受けたというように考えています。

○野澤委員長

今、市長と副市長が同席する中で、命令というような形での指示だということですが、ほかに同席していた職員の方はおられますか。

○菊島正博君

管財課長はいましたが、そのほかの職員については、ちょっと記憶がございません。

○野澤委員長

理由についても、では具体的に命令的な話で、何しろこういう形で公告を取り止めろという話で、先ほど言われましたが、再度そのへんをお聞きしますが、理由については、説明はなかったということでしょうか。

○菊島正博君

そうですね。理由の説明はなく、今後どのようにしろという指示もなかったもので、何しろ取り止めにしろということで、はい。

○野澤委員長

その取り止め、話が市長、副市長からあったとき、間3日間あるわけですが、26、27、28と。これは特定で、記憶でありますか。何日だったか分かりますか。覚えていますか。

○菊島正博君

何日というのは指示があった日ということですか。

○野澤委員長

指示があった日ですね。

○菊島正博君

当日です。取り止めの当日だと思いますが・・・。すぐに。

○野澤委員長

公告が26日ですよ。

取り止めに28日。28日に話があったと記憶していますか。

○菊島正博君

そうですね。そのとおりです。

○野澤委員長

理由については全然聞いていなかったということですが、結果的に再公告を出したとき、これは単独の企業からJV、共同企業体になったということですが、そのへんの話は菊島さんが聞いたのは、いつですか。取り止めの時点では聞いていないと、私、理解したわけですが。

○菊島正博君

そうですね。先ほど申しましたように、2月28日に取り止めて、その後、どうしろ、こうしろというような指示はなかったので、私は3月一杯でそこを離れたんですが、その間には特に何もありませんでした、指示は。

○野澤委員長

ほかに菊島職員のほうで、この件に関して何か記憶していることとかありましたら、今聞いたこと以外で。

○菊島正博君

この公告については、電気・機械と同じように持ち回りの決裁ということで、下からではなくて、上からの指示で公告を出しているわけですし、十分協議もして公告を出したのにもかかわらず、2日後に取り止めろということで、そのときには「何でだろうな」という疑問はわきましたが、一応、詳しいことは聞いておりませんで、どういう理由かということも聞いておりませんので、一応そこでこの件については、私の中では終わっております。

○野澤委員長

ありがとうございました。私からは以上です。

○渡辺委員

前の土木建築工事の関係のときも、取り止めというときに、言ってみれば、すんなりと納得できなかったという趣旨のことを言ったと思いますが、今回については、この件について、同じようなことですが、やはり同じような感想を持たれたのか。

○菊島正博君

私がかちょっと納得できなかったというのは土木建築ではなくて、機械設備のほうなんですけど、土木建築のときには市内の業者を活用するという指示がありまして、それをもとに今回の配水場も市内業者ということで協議をして、公告まで至って、特に問題はなかったなどは思っていましたけど、実際、最終的な公告の内容を見ますと、JVになっているということもありますので、JVにしたかったのかなという感想は持っています。

○渡辺委員

ずっとそうなんですけど、その前には公告委員会は開かれていなかったのですが、持ち回り決裁をして、副市長、市長もはんこを押しているわけですよ。

そういう中で、言ってみれば朝令暮改みたいな話になるわけですが、こういうものに関して、そういうふうに朝令暮改のように変更することに関して、不安はあったのかどうなのか。

そのことについて、またこうすべきだという話はしたのかどうなのか。何らかの課の中の会議、あるいは直接、市長、副市長に。

○菊島正博君

難しいのですが、最初の浄水場に関してはそのような形で取り止めているので、2回目、3回目については十分協議をして、これでいこうということで公告に至っています。

機械設備の関係については、入札の業者数のこともあとで発覚して分かったからですが、これに関しては、理由も説明がなかったということで、どうしたのかなということはありませんでしたが、というぐらいです。

○渡辺委員

こういう大きな案件に関して、先ほどからも出ていますが、公告委員会を開かずに、持ち回

りの決裁で済ませたということに関しては、これは不安を感じたり、あるいはそれに対してやったほうがいいのかという意見というものは、別に出さなかったですか。

○菊島正博君

前にもお話ししましたが、この配水場自体は補助金絡みではないということを知っていますが、ほかの2つについては、補助金の絡みもあって、工期が設定されていて、間に合わせなければいけない。

入札もこの日までにしなければ、工期に間に合わないということでしたので、なかなか会議をもっている暇がなかったということで、一応、公告案を先につくって、あとは委員さんたちに見てもらおうということになってはいますが、当然もうちょっと余裕を持って、設計段階から余裕を持ってしていけば、こんなことにはならなかったのかなということは感じます。

○野澤委員長

ほかに。

○志村委員

持ち回り決裁を受けて2月26日公告、2月28日取り止めということで、執行伺いの段階で副市長からJVにしたらどうかという話があったということ、先ほど雨宮課長からお聞きしました。

菊島さんはそういうお話があったということ、菊島さんもお聞きになっていますか。

○菊島正博君

そうですね。JVの話は協議の中でありまして、金額3億円ぐらいの工事だったので、通常、JVの金額ではないかという話でしたが、その中で土木工事は1割程度、3千万円から4千万円ぐらいだということ、事業課から聞いておりまして、事業課もこの土木工事については、JVで行なうような工事ではないのでということで、ちょうど上のほうにも、そう説明して、納得はしていただいたと思っております。そういう話がありました。

○志村委員

それで、しかし取り止めになるわけですが、これは先ほど野澤委員長の質問にお答えした、28日にということですが、26日に公告をして、27、28と、28日に取り止めするまでの、公告から取り止めの協議までの間、26、27は特にそういう話はなかったと。

○菊島正博君

ありませんでした。

○志村委員

そのときに、では取り止めに28日にするということには、市長、副市長と雨宮課長がいて、その場で取り止めるようにという指示を受けたというお話でしたが、その取り止めるようにという指示は市長がおっしゃったんですか。

○菊島正博君

公告の取り止めにしても、当然、市長決裁を受けなければなりませんので、最終的には市長だと判断していますが。

どなたがその場で言ったかということは覚えていません。

○志村委員

では、もう1つ。

考え方として、市内から市外に再公告のときには、もう菊島さん、この業務から離れていた

わけですが、広げる中でJVという形を取ったということで、JVにしたかったんだという感想を持たれたということですが、これ自体はやはり浄水場の土木建築のときなんかは、市内の業者さんにできるだけ地域経済の振興とか、企業の育成とかということもあって、そんなふうな形を取られたんですが、逆にこういう形でJVで県内に本社、本店という形で広げるということに関しては、考え方にはやはり沿っていないなど、私なんかは思うわけですが、そのへんはどうお考えになったのかということ、あるいはそれまでにもそういう事例があったのかということ、教えていただけますか。

○菊島正博君

まず、浄水場のときに、最初は浄水場ということで、経験のある業者で市内の業者を加えた形でのということでしたが、市内の業者をとということでした。

この配水場についても、先ほど申しましたが、9割方、専門的な管渠の工事で土木は1割ないということで、通常、考えれば、専門業者が施工して、市内の業者が土木工事として関わるということが、通常のパターンだとは思いますが、最初そういうことで市内業者をとということでしたので、市内業者を受注させて、逆になります、その専門業者のほうを下請に使うというようなことで、水道課のほうでも以前そのような工事もしているということでしたので、では問題ないかなということ、一応、最終的にはそういう判断になりました。

さらにそれが県内に広がったということは、私には分かりません。

○志村委員

離れてからのところは、あまりお聞きしてもいけないかなと思いますので。

あと少しだけお聞きしますが、最初の2月26日公告の時点と、あとの2回目に再公告したときには、配管工事が入ってくるのですが、2月26日に公告を出す段階でその配管の設計自体が漏れているとか、落ちているとかというような認識、あるいはまだ間に合っていないよという情報とか説明とかはありましたか。

○菊島正博君

聞いておりません。

○志村委員

あともう1つだけ。

3月末でこの業務を離れるときに、この配水場の築造については、年度をまたいで再公告することになってしまうので、業務の引き継ぎということをされて離れられたのではないかなと思うわけですが、後任の方にこれらの説明等をしていかれましたか。

○菊島正博君

課長と私はほぼ一体的にやっておりましたので、課長がいるので、特に後任の者には、そのようなことは言っておりません。

○志村委員

ありがとうございました。

○上野副委員長

工事名が変更になりましたよね。御坂から下野原、このへんの理由は。

○菊島正博君

聞いておりません。

○小林委員

入札参加資格要件の変更が、1回目と2回目、変更があったわけですが、最初は市内の本社、本店の土木へ不適用、最初はね。2回目の公告のときに、今度は県内の本社・本店とP点が1千点、参加者数が2社。この変更の理由は、もちろん理由があると思いますが、どういう理由ですか。

○菊島正博君

聞いておりませんので分かりません。

○小林委員

この理由を、事業課では分かるのかな。

管財課が分からないとしたら、これは資格要件だからね。公告の。

○菊島正博君

2回目の公告のときには、私はもう業務を離れていたのだからと、そういう意味です。

○野澤委員長

ほかにありませんか。

(な し)

なければ、以上で終わります。

ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

(休 憩)

○野澤委員長

ではちょっと定刻より早いですが、山下職員さんが来ましたので、早速始めたいと思います。よろしくお願いします。

今日の質問の内容は、あらかじめちょっと概略ですが、連絡させていただいていると思いますが、御坂配水場築造工事が昨年2月26日に公告、そして入札予定は3月19日でしたが、2月28日に取り止めになっているということで、26日も含めれば3日間の間に取り止めということですが、このへんの経緯、事実関係で山下さんが承知している、知っていることについて、お話をいただきたいと思います。

具体的に山下さんのほうに、このような話が、山下さん、どういう形で、たぶん契約担当ですから、何らかのかかわりがあったり、その場に居合わせたこともあろうかと思いますが、このへんの経緯について、知っていることについて、お話いただきたいと思います。

○山下由美子君

御坂配水場の、下野原ではなくて御坂のことですか。

○野澤委員長

当時は御坂、最初は、その後、下野原というように工事名が変更になっているんですよ。

この工事は25年の、昨年2月の、3月以前の話ですが、契約担当ということで、おられましたよね。

○山下由美子君

はい。

○野澤委員長

この取り止めについて、何か知っていることはありませんか。

○山下由美子君

知っていることですか。

○野澤委員長

聞いたのは結果だけですか。

○山下由美子君

はい。

○野澤委員長

結果はいつ、記憶はありますか。28日に取り止めの公告は出していますが、そのときということですか。

○山下由美子君

そうですね。ホームページに載せるのを頼まれて載せたのかどうか、ちょっと覚えていませんが。

○野澤委員長

取り止めの起案は山下さんがなされたわけではない。

○山下由美子君

それも覚えていないですが、その書類がそちらにあると思いますが・・・。

○野澤委員長

今までの話を聞くと、菊島さんと雨宮さんからもお話を聞きましたが、市長ないしは副市長からの指示によって取り止めになったとお伺いしましたが、そのへんの事情については、山下さんは全然関知していない。

○山下由美子君

はい。分からないです。

○野澤委員長

私からは以上です。

○上野副委員長

入札資格の審査で1回目、市内の本社・本店、土木というものがあるじゃないですか。1回目の公告で。2回目は今度、共同企業体で親は県内、本社・本店、P点1千点、子は市内という変更がありました。そのへんは山下さん、関わりはありますか。

2回目のときには菊島さんいないですよ。

○山下由美子君

いません。

○上野副委員長

菊島さんの代わりを山下さんが・・・。

○山下由美子君

私ともう1人担当がいますので、2人で契約担当です。

○上野副委員長

もう1人はどなたですか。

○山下由美子君

石川克己さんですが。

○上野副委員長

上席となると、山下さん。

○山下由美子君

年は上です。

○上野副委員長

役柄的に。

○山下由美子君

リーダーです。

○上野副委員長

そうすると、2回目の入札も重要なポイントにいるわけでしょう。変更する部分で、起案者として。そのへんはどうだったんですか。

○山下由美子君

リーダーだったんですが、工事の関係とかはちょっと分からないことがたくさんありましたので、2人で内容とかは検討したりとかしていましたが、難しい案件になると、私たち2人ではちょっと考えもまとまらないので、上のほうからの指示で公告内容を決めることもありました。

○上野副委員長

上のほうとは誰ですか。

○山下由美子君

上は課長になりますが、この件がそうだったかということは、ちょっと明らかではないですが。

○野澤委員長

今、副委員長が聞きましたが、このかなり大きな事業で、もうちょっとそのへんの記憶をよく考えていただいて、2回目の起案のほうは最終的には山下さんのほうで責任を持って起案したと思いますが、単なるすっといった公告でしたら、記憶もないかもしれないですが、1回取り止めになっているので、再公告の内容というものは、何らかの指示があったと考えるほうが素直かなと思いますが、そのへんの記憶、全然ないですか。

具体的には、JVという形での要件変更もあつたりしましたが、そのへんはどこから、どういうふうに。

少なくとも山下さんの契約担当のレベルで、そういう話をしたことはないわけですね。今まで単体の企業からJVになる。契約担当としては、こういうほうがいいのかというような話を別にしたわけでは。

○山下由美子君

と思いますが、ちょっと覚えていません。

○野澤委員長

ほかにはないですか。

○小林委員

同じ質問みたいになりますが、起案者として、県内業者、P点1千点の部分は起案者として、当然その理由は承知していますよね。

2月28日に取り止めになって、それから2回目の公告では、今度、変更になっているんで

すよね。その変更の中で、当初は市内業者へ、変更後は県内業者、本社・本店のP点1千点ということに変更になっていますが、その1千点になった理由。なぜ、そういう変更になったのか、1千点になったのかという部分ですが。

○山下由美子君

理由はあると思いますが、今どうだったかということは覚えていません。

○小林委員

そして不適用も2社になっているんですよね。変更後は2社に。

だから、そういった理由を今聞いているんですが。

変更になった理由。

○山下由美子君

覚えていません、すみません。

○野澤委員長

理由の説明を受けたかどうか。理由がどういう理由であったかは覚えていない。理由の説明を受けたかどうかは、どうですか。

こういう理由で、こういうふうには変更して、公告を出してくれというふうには指示されたと思いますが、最終的に公告を出す内容は、今言われたような、こういう理由でという説明を受けたことも覚えていないということですか。説明を受けたかどうか。

○山下由美子君

最初に公告の案をつくって、そのあと公告委員会で審議してもらうので、説明を受けるということは、どこからということですか。

○野澤委員長

最初に起案しますよね。要するに審査委員会のほうに。

○山下由美子君

審査委員会の起案はしないですね。審査委員会ではなくて、公告を、審査委員会で決まったものを公告してよろしいですかという起案はしますが。

○野澤委員長

私の認識不足で申し訳ないですが、審査委員会に出す審議資料は管財課でつくるわけではないですね。

○山下由美子君

つくります。

○野澤委員長

その時点でその説明がなかったかということです。

要は、今言った変更になった形を出しているわけですから、起案しているわけでしょう、審査委員会のほうに。

理由は覚えていないかもしれない。だから、その説明を受けたかどうかということです。こういうわけでJVにするんだけれどもということ、普通だったら変更になってるんですから、常識的に起案者にそのくらいの説明はすべきだと、するのが普通だと思いますが、そのへんは、そのへんについても全然記憶がないということですか。

○山下由美子君

すみません、ちょっと分からないです。

○渡辺委員

7月の公告となりますと、この前にすでに議会でも大変議論がありまして、例えば入札者数についても、不適用ということはできるだけ避けるべきだという議論もあったりした、いろいろな意見があったわけですが、そういう議会その他の意見というものは、こういうところに反映されたというように考えておりますか、どうでしょうか。

分からなければ、分からないで結構です。

○山下由美子君

委員会のときにも不適用はよくないではないかという話が度々ありましたので、やはり公告委員会のほうでも何社か参加者数を確保するようにという話は毎回、毎回出ていました。

○渡辺委員

分かりました。

○野澤委員長

ほかによろしいですか。

○志村委員

すみません。忙しいところ、ありがとうございます。

流れる部分も思い出すのも大変かとは思いますが、最初1回目の公告が2月26日に出るものが持ち回り公告委員会という形の持ち回り決裁を受けて、そして公告がされて、そして28日に取り止めになる。取り止めについては、ホームページでもその掲示をする必要があるので、依頼されたということだと思いますが、最初の執行伺いを出して、案をつくっていくときに、副市長から単独ではなくて、市内業者ではなくて、JVでやったらどうかという話があったというふうに、この前のお二人からもお聞きしたんですが、山下さんはそういうお話を耳にしていますか。

○山下由美子君

耳に直接はしていませんが、ほかの人がそういう話をしているのは聞いています。

○志村委員

JVにしたほうが良いと言われたよ、みたいな。と言っていたよみたいなことを聞いたと。

○山下由美子君

はい。

○志村委員

それで、28日に取り止めになるわけですが、28日の取り止めのときには市長、副市長と雨宮課長と菊島担当で市長室かどこかで協議をして、それで取り止めるようにという指示があって、それで取り止めということになったと思いますが、そのときに管財課のほうへ戻られて、取り止めになったから取り止めの公告を出していくんだけど、その取り止めの理由はこういう理由だよという話をしていただかどうか、覚えていますか。特にそんなことは言っていませんでしたか。

○山下由美子君

取り止めがいくつか続いていたので、どれがどのことなのか、この件のことをいつ言っていたとか、そういうことはちょっと分からないですが、今のこの御坂配水場だけではなくて、ほかのことも何本か取り止めになったり、公告の変更とかもあったので、そのことを話していたのか、ほかのことなのかは、ちょっと分からないですが、3月に取り止めしたり、公告を変

更したりということが続いていて、それをリーダーから今度取り止めだよ、今度の変更だよということ言われて、その資料をホームページへちょこちょこ書いたという記憶はありますが、今の御坂配水場のことをいっていたのかどうかということは、ちょっと分からないといえますか、たくさんあるので、どれがどうだったかということは分かりません。覚えていません。

○志村委員

そしたら、1回目のそれが取り止めになりまして、そのときの取り止めの理由は公告内容の変更ということで、具体的に変更の理由は入札に参加する参加者資格の変更ということになって、7月の公告委員会に今度はJVという形で出されていくことになるんですが、その共同企業体に関する資格要件という形で公告案を最初につくっていかれたのは、どなただったのかなということなんですが、それは山下さんも関わっていらっしやったんですか。

○山下由美子君

関わっていたのかいないのか、ちょっと、この案件といえますか、いろいろたくさんあるので分からないのですが、金額が大きい案件だとか、そういうものはたぶん事前に私ではなくて、上のほうでたぶん相談されていて、こうなったからこういうふうにしてほしいということ言われるときもあるので、この案件がそうだったかということは、ちょっと確かではないですが。

○志村委員

そしたら、たくさんあったこともありますし、いろいろそういう意味で大変な時期だったと思いますが、この7月9日に公告をするための公告委員会というものはいつだったか、ご記憶ですか。

○山下由美子君

何日ということは覚えていませんが、公告がここにあるのでそれは分かります。

○志村委員

その公告委員会に山下さんも出席はさせていましたか。

○山下由美子君

はい。したと思います。

○志村委員

それで、そのときにこの案件も、またほかにもいろいろあったかと思いますが、説明をされる方がいらっしやるとは思いますが、それは山下さんが説明されましたか。

○山下由美子君

工事は主に私ではなくて、先ほどお話しした石川克己さんが。

○志村委員

分かりました。

あと、この1回目の公告が2回目の公告になって、この配水場の関係の工事の設計額、予定額が4千万円ぐらい増額になっているんです。大きな工事でもありましたし、3億円台の工事がさらに4千万円増額になるということで、その理由なんかは公告委員会で説明がありましたか。あるいは山下さん自身も、その増額の説明は受けていましたか。

○山下由美子君

それは担当課からということですか。

○志村委員

担当課でも、どこからかでも。基本的には事業課から受けるかと思いますが。

○山下由美子君

ちょっと覚えていません。

○志村委員

結果としては、その金額の増額と入札参加資格を大きく変えたということで、7月9日の公告になりますが、このときに要するにJVに変えたということ以外、金額が増額した理由として設計に何らかの追加が生じたということが、たぶんあったと思うんです。そのへんの内容は、お聞きになっていますか。

○山下由美子君

聞いたかもしれないですが、そこもちょっと覚えていません。すみません。

○志村委員

最後に1つお聞きしますが、石川さんも4月から菊島さんの、菊島さんの直接あとは鈴木さんですかね、石川さんでいいですかね。といいますか、山下さんなのかもしれないけど、それで石川さんがその下にきたという格好になると思いますが、お二人でやられていたので、山下さんと石川さんが、大きな御坂浄水場とか、配水場、こういう案件の公告や入札契約に関わるのは、基本的には雨宮課長からいろいろ、そういったアドバイスなり指導を受けてやられていたということで、よろしいですか。

○山下由美子君

はい。

○志村委員

ありがとうございました。

○渡辺委員

公告委員会等の会議で議事録なりメモというものは取ることはなっていたのか、いないのか。もし、いたとしたら、どの方がメモなり議事録なりということになっていたのか、聞きたいと思います。

○山下由美子君

議事録は取っていません。公告の内容を、こちらから提示した内容について、公告委員さんのほうでこうしたらいい、ここを変えたほうがいいという意見が出たことについては記入しておいて、そこで私たちが提案をした内容が変更になる場合もありますので、そういうものはメモをしておきますが、議事録は取ってありません。

○渡辺委員

メモは保管されていますか。

○山下由美子君

公告に記入して、ここを、例えば2社だったら、そこを3社に変えるとか、この要件はこうなるというものをメモといいますか、その公告の、こちらから出したものを書いてありますので、それを持ち帰って新しいものをつくるので、そのときの使ったものは全部保管してあります。

○渡辺委員

分かりました。

○野澤委員長

ほかにはないようでしたら、以上で山下さんからの聞き取り調査は終了いたします。

ありがとうございました。
では10分休んで25分から。

(休憩)

○野澤委員長

では、あらかじめご通知申し上げたように、御坂配水場築造工事の工事入札が昨年2月26日に公告されまして、3月19日、入札予定ですね。それが2月28日に取り止めになった。

公告の当日の日と3日間で急展開してしまったということですが、このへんの何でそんな急に取り止めになったかということ、このへんについて、有賀職員のほうで知っていることについてお聞きしたいと思います。

この点に関して、どんな関わりであるか、そのへんを自由に話ししていただきたい。

○有賀滋一君

御坂配水場に関しましては、28日に公告を取り下げたということで、管財課から連絡をいただいたのみであります。

どうしてかということは、ちょっと聞いたかどうか忘れてしまったんですが、特にそこでは聞かなかったような気がします。

○野澤委員長

結果だけ聞いたということですね。

○有賀滋一君

そうです。取り下げたという報告があったので、そこでホームページを確認して取り下げを確認しました。

○野澤委員長

結果的に取り下げた理由が、その後の再公告によると、条件変更、とりわけ単体の企業から共同企業体ということでの条件変更が一番大きな原因だというふうに、今までの証言からも参考人の話からも伺っているんですが、その中で2月26日の公告を出す以前に、そのJVという話が副市長あたりから出ていたとお伺いしたんですが、そのへんについては、知っておられますか。

○有賀滋一君

確かに、そういうような話があったことは確認しましたが、従前の境川浄水場とかを単独でやっているということで、単独でいいのではないかと思っておりました。

○野澤委員長

私からは以上ですが、委員さんから順に質問をお願いします。

○北嶋委員

事業課と管財課の関係は1つの流れからいけば、設計をして工事の設計書をつくって、そしてそれができた段階で管財課で契約の手続きをするということですから、基本的にはもとは全部事業課がそういった入札の方向を、何社にするかとか、JVにするか、単独にするかということはその場で決めて、そして管財課へあげて、管財課がそれを事務的に処理するということが筋だと思うんですね。

だから、恐らくそういった変更の取り止めとか何かになったにしても、まず事業課へこうい

うことで、こういう形にしたいんだけどもどうだということが、そういう発案者から説明がなされていると思いますがね。どうなんですか。

まず最初に事業課のほうに話が最初にあるんじゃないかなと思います。

○有賀滋一君

その取り下げということですか。

それに関しましては、私の知る限りでは特に・・・。

それ以前には、そういうことでJVという話もあったということですが、実際には境川でもその前の下岩下の配水場も単独でやってきているということで、当初、公告に関しましても、単独でという形で、それでいくものと思っておりました。

そのあとの取り下げの経緯につきましては、特に事業課のほうに取り下げの協議ですか、それに関しましては、話は特になかったと思います。

○北嶋委員

緊急な事態という状況の中で一刻も早く取り下げということを、公告をしなければならぬという事態だったと思いますから、同時並行というか、そういう話し合いがされると思うんです。だから、筋とすれば、こういうことだから、別にそれがいい、悪いではないんですが、協議の方法とすれば、同時に行うのではないかなと、私は思うんですが、そのへん何かそういう話があったときには、管財課も含めて事業課も一緒に協議されたのではないかなと思うんですが、いかがですか。

○有賀滋一君

取り下げに関しましては、私はその協議の中には入っていませんでした。

○北嶋委員

分かりました。終わります。

○小林委員

取り止め以降、変更があったわけけれども、その中でそれと同時に工事名も変わっていきよね。最初は御坂の浄水場から、今度は下野原の配水場の部分で、こういうように変わっているんですが、さっき管財課に聞いたら、事業課でなければ分からないということで、お聞きしますが、その工事名が変わった理由は、

○有賀滋一君

当初、この事業自体が御坂の浄配水場という形でやっていたので、御坂浄水場築造、御坂配水場築造という形だったんですが、場所が具体的にもう新たに発注するときには、もう下野原へということだったので、下野原配水場という形に名称を変更したということです。

○小林委員

では、工事内容、設計図書の変更という部分で取り下げになったとか、ちょっと配管の関係で増額になっていますよ。だから、そういう部分もいろいろ絡んだ中で何か変わったのかなという、特に問題はあった名前の変更ではないということですよ。

○有賀滋一君

特にそれはありません。

○小林委員

問題はない。

○有賀滋一君

はい。

○小林委員

配管の部分が3千数百万円の部分で、変更後には積算されていますよね。追加になっているんですが、それも当初、最初の2月26日の公告のときには、それがどういうわけで、それが入っていなかったのでしょうか。

○有賀滋一君

当初はタンクのみを築造するということがあったんですが、取り下げになりまして、タンクからの配出管がありますので、それを同時にやったほうが効率的ということで、配管のほうも含めて発注するような形になりました。

○小林委員

特に問題があったから、当初、その配管の部分が積算されてなくて、工事に入ってなくて、そしてあと設計図書の変更のときに加えられたという部分で、何かその中であったのかなど、我々は思ったんですが、特に問題はなかったということですか。

○有賀滋一君

特にありません。

それを取り下げて期間が空いたというような形で、その中でやるのに配管を含めたほうが効率的ではないかということで、それも含めた形になっております。

○小林委員

もし26日の公告が3月9日ですか、入札がそのままいったら、その配管の部分はあと追加工事の部分で、また新たな入札になるよね、当然。

○有賀滋一君

その配管につきましては、そのあと外構工事がありましたので、外構工事と一緒に発注するような形になったと思います。

○小林委員

2月26日の時点ではその配管の部分は全然、予定になかった。あと落ちだったのかミスだったのか、予定していた配管の部分を途中でそういった設計図書の変更で取り止めになったから、3億1千万円が。それへ加えたのかという、どういう理由ですか。それは。

○有賀滋一君

そうですね。当初から、最初の配管に関しては外構の中に含まれているような状況だったんですけども、配水池と一緒にやったほうが配水池から出る管があるのでそれで一緒にやったほうがいいということで、そういう形になりました。

○志村委員

ではすみません、よろしく申し上げます。

ペーパーレスですので、記憶の範囲内で分かるところからお願いしたいんですけども、1回目の2月26日公告、28日取り止めの最初の配水場築造工事で事業課として応札可能な笛吹市内に本社、本店のある等級Aで特定建設業の許可を受けているという条件に合う業者はどのくらいあるというふうに認識しておりましたか。

○有賀滋一君

5社はあるというふうに思います。

○志村委員

5社ですね。

次にそのへんの数はある程度、想定の中でやられているかなと思うんですけども、7月9日の公告の築造工事4千万円ほど増額してJVでやるということになったわけですけども、このときの応札可能業者、これは親と子になるわけですけども、2社または3社ということで。このときに県内に広げているので、応札可能な親が何業者ぐらいあるのか、あるいは子が何業者ぐらいあるのかというのは、事業課としてはどのくらいだと認識されていましたか。

○有賀滋一君

それも当然、5社以上はあるというふうに思います。

○志村委員

そこでJVになった場合には、親は土木一式工事1千点以上ということで子のほうは700点以上なんですけども、それぞれ市内の業者としてはどのくらいあるということも事業課の認識はお持ちだったでしょうか。

○有賀滋一君

1千点は1社だと思います。

○志村委員

子のほうはどうか。

○有賀滋一君

子はちょっと、すみません。

○志村委員

たくさんあるんですね。それで今回のこの配水場の工事が全体で3億1千万円ぐらいで最初は出して、配管はあとから追加をしているわけですけども、主にタンクの設置が大きな金額になるというふうな、たしか工事だったのではないかなと思うんですけども、その割合。築造、あるいはタンク、配水場の一番メインになるタンクですね。この全体の金額の中で、タンクというのはどのくらいのシェアになるのでしょうか。

○有賀滋一君

8割ちょっとぐらいだったと思います。

○志村委員

それでそのタンクを設置できる業者さんというのは、かなり限られていると思うんですけども、県内にそういう業者さんというのはあるのかどうか。あるいはもっと言えばメーカーさんがあって、そこから入れて県内の業者さんが納入するというような形で施工されるという流れなのかなと思うんですけども、そのへんの取り扱いというのは業者さん、どういう状況だったのでしょうか。

○有賀滋一君

当然ステンレスタンクですから、それは専門メーカーでないと施工ができないと思いますので、当然、請け負った業者がそういう業者を下請けといいますか、工事を行うというふうに認識しています。

○志村委員

そうすると境川のときにもそういう例があるということで、仮に市内の業者さんが受けてタンクを設置していくということになったとしてですが、その時点でその取り止めの理由は2月26日の時点では入札参加資格を変更するというものであって、技術的なことではなかったん

だというふうな理解をしているわけですが、これはそうなるそのままやってもよかったんだというふうにも思うわけですよ。その市内の業者さんが特殊なステンレスタンクを製造するメーカーから納入していただいて、それを施工するという形が取れば、特にJVでなくてもよかったのではないかなと思うんですけども、このへんは事業課として取り止めについて結果を聞いただけ、理由についてもそこでは、取り止めの時点ではなくて報告を受けただけということだったんですが、事前にJVでどうかという話も執行伺いの段階であったということからすると、それまでの間に事業課として、いや、これまでこういう例もあるんですけど。これでも可能なんですよと。特に問題はないんだということを副市長なり、ご説明はされたんでしょうか。

○有賀滋一君

直接、私のほうでは説明していないと思いますが、決裁を受ける中でも当然、今までそういう形で施工を行ってきましたので、今回も同様にという形で当初の公告につきましてもそういう形で出していると思います。

○志村委員

では今回、聞き取りということで有賀課長、当時いろいろご苦勞があったかと思うんですけども、そのお考えもある程度お聞きもできるという形でこういう形式になっていますので、お聞きするわけですが、なぜ取り止めたと思いますか。

○有賀滋一君

分かりません。

○志村委員

それ以上はなかなか言いにくいところもあるかもしれないんですけども、やはり事業を進めていく上で、こうしたきちっと入札契約をして進めていくということになると、その当初の時点で特に問題はないし、前の事例もあるし、これでできるよと。しかも配管については、あとで用意している外構のほうで対応できるということで、これまで取り止める必要は本来なかったと思うんです。前の2件とちょっと内容は異なる。ただあくまで形としてJVを取って、そして取り止めて工期をさらに先にして、受注できる体制をつくったのかなというふうにも考えられなくはないなというふうにも、いろいろな角度からこういった事業を私たちも調べる段階で感じているので、そういった部分ですね、今回の取り止めについて特に、しかもその4千万円の増額の中に配管が入っているということで、もし取り止めのときに、いや配管が入っていないけども、これで大丈夫なのかとかという話でもあれば、そういう設計変更もあるのかなと思うんですけどもそういう話はなかったということでもよろしいですか。

○有賀滋一君

ありません。

○志村委員

分かりました。

以上です。

○小林委員

今、志村委員の質問の中で、この下野原の配水場の工事費の8割がタンクだと。私もびっくりというか、当然かなという部分もあるんですけども、その中でステンレスのタンクのメーカー、一番これは肝心要の心臓、この配水場の心臓なんだけど、これは市のほうでタンクのメーカー

とはなんらかの協議というか、これでいいのか、こういう部分でいいのかというそういった協議とか説明とか、そういう話し合いはなかったんですか。

○有賀滋一君

それはいつの時点でしょうか。

○小林委員

だから時点はいつの時点でも、要するに工事を始める前だよ。前とか、その工事の最中にしろ、一番その心臓たる1千トンのステンレスのタンクを含んだ発注ということですけども、含んで発注、築造工事も発注なんだけど、その心臓部分に関してステンレスのタンクメーカーと市でなんらかの協議をしたのかということですけどもね。時点はいつでもいいから、最初とか中間とか仕上がった時点とかいろいろあると思うんだけども。

○有賀滋一君

設計段階では特にありません。当然、設計会社がそれを設計するわけですから。受注後に関しましても設計会社が施工管理を行っておりますので、専門的に、市の職員がそこまで専門性も持っていないということで施工管理の設計会社のほうに委託していますので、当然その説明は受けますけども、主体的にはその施工管理をしていただいた設計会社がそれを行うというか、もともと設計をしていますので。

○小林委員

ではその心臓たるタンクに関しては、設計の段階から仕上がるまで、設計の施工会社に一切お任せということで、ただそうは言っても会社名ぐらいは知っていますよね。タンクのステンレスのメーカー。事業費の8割ですよ。

○有賀滋一君

ちょっと度忘れしました。ちょっと出てきません。すみません。

○小林委員

森なんとかとか言いませんでしたか。

○有賀滋一君

森松ですか。

○小林委員

8割ね、ステンレスタンクが。

(9割ぐらい。という声あり)

○野澤委員長

最初9割と言って、次は8割。次の人は8割強。

ほかに。よろしいですか。

(なし)

では、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

では続けてやりましょう。

○野澤委員長

志村職員にはご苦労さまです。何回もすみません。

今回、通知を差し上げたように御坂の配水場築造工事の入札の取り止めに關わる一連の動きがありますけれども、昨年2月26日に公告を出して3月19日の入札予定が公告26日が

28日には取り止めになっています。公告の日を入れると3日間ということで、この取り止めの経緯について志村職員がご存じのことについてお聞きしたいと思いますけども、このへんに関して承知していることについて、取り止めがどういう形で志村さんのほうに、いつどんな形で情報が入ってきたか、分かる範囲で結構ですけども、そのへんの経緯についてよろしく願います。

○志村一仁君

配水場のほうの取り止めについては、たぶん記憶では呼ばれて取り止めるとか取り止めないという話はなかったと思います。たぶん取り止めることになったかなんかの連絡が課長のほうへきて課長から聞いたような気がしますけども、そのへんも配水場についてはあんまり記憶が鮮明に残っていませんので、なんともそのへんははっきり覚えていません。

○野澤委員長

ということは、取り止めに至る経緯に関してはまったく関わりがないと。そのほかの取り止めに至った理由なんかというようなことで、志村さんのほうで聞いたこと、今、課長のほうから取り止めだよという通告的な話だったと思いますけれども、その後その取り止めの理由についてなり、そういうことで聞き及んだこと、あるいは誰から聞いたということについてはどうでしょうか。

○志村一仁君

理由についても詳しく聞いた記憶がないので、はっきりしたことは覚えていませんけれども、そうですね、強いて理由らしきものとして考えられるとすれば、盛んにJVにという話があったので、そこらへんが理由なのかなぐらいの認識は持っていましたけれども、特に詳しい理由については聞いた覚えもありません。

○野澤委員長

今、JVという話が出ましたけれども、それが最終の公告を出す、公告はもう単独ということで公告が出されています。その前にそんな議論もあったと。議論というまでいったのかどうか、ちょっと定かではないんですけども、そういう話も聞いたということ、今までの参考人のお話からいうと。そのへんについては、志村さんのほうでも聞いていますか。それとも全然それは寝耳に水のような話なんですか。

○志村一仁君

執行伺いに持って行った時点か、その前の時点かですけども、たしかにJVにできないかみたいな話はあった記憶があります。ただ、あくまでも配水池を造る土木工事なので、ほとんどの、要は設計金額のほとんどがステンレスタンクで、特殊ものになりますので、JVにするメリットも何もないという話は何度か、執行伺いを持って行ったときか、その前の時点でそういう話をさせてもらった記憶はあります。

○野澤委員長

これは感想的なものでもいいんですが、担当課と事業課として、もういったんJVの可能性についてもそれなりに、検討までいかないような指定されたようなことが、また再度こういう形で、それを理由に最終的には予定変更ということで取り止め再公告があったことに関して、正直なところどうお考えですか。

○志村一仁君

正直なところというか、私としてはそもそも市長、副市長は市内業者という話の中で配水池、

配水場の建設を出されて、私個人的には配水場はもうステンレスタンクだったので、メーカーに直接発注できないかみたいな話をした記憶があります。ですから市内の、ましてはJVという話は、まるっきり私の考えとは相いれない部分ではありますけども。

○野澤委員長

ありがとうございました。私のほうからの質問は以上で終わりますけども、委員さんのほうから何か。

はい。

○小林委員

志村さん、今のお話の中でステンレスタンク、さっきも有賀課長にもちょっと聞いたんですが、この工事のステンレスタンクは工事費の中の8割から9割という部分で、それで今、志村さんはやっぱりステンレスタンクが主であれば、直接ステンレスタンク等の入札でいいではないかとそんな話をしたということですけども、誰にそういった話をしましたか。

○志村一仁君

最初に、だから執行伺いを持って行く前に入札要件の関係で市長、副市長のほうへ当然、話を、こういう格好でいきたいという話を持って行った記憶はあります。ただ、それについてはそういう格好ではなくてという話をされたので、要件については事前に執行伺いを持って行く前に要件、入札要件をこういうふうにしたいという、担当事業課としての一応、話を持っていった記憶がありますので。

○小林委員

8割、9割がステンレスタンクだったら直接、その部分で入札を発注すれば一番安く済むには済みますよね。たしかに。志村さんが言ったように。

○志村一仁君

そう私は思いましたので、そういうふうという話を持って行った記憶はありますけれども。

○小林委員

市長、副市長に言ったけども、そういう話はそこから先は出なかったということだよ。

○志村一仁君

そうです。

○上野副委員長

最初は御坂ですけども、そのあと下野原になったけどもね、工事名が。なぜ、理由を。

○志村一仁君

御坂と付けたのは私のほうなので、私は御坂、下野原にしたのはたぶん、そのあとのリーダーが付けたか、課長が付けたか分からないので。そこに理由はたぶん、地域的に分かりやすくという意味合いではないかなと思います。

○志村委員

さっきメーカーに直接、タンクは発注してもいいんじゃないかなというお考えだったということですけども、その執行伺いの前の段階での説明で、そういうのではなくてというのを言われていたということで、それは断念されたという、そういう流れだと思うんですけども、直接発注すれば、たぶん施工業者さんが発注して納入してもらって施工するよりも安くできるだろうと思うんですけども、そういう理由でということによろしいですか。

○志村一仁君

そうですね。

○志村委員

先にそれを確認させていただいたんですけども、この配水場を1回目、2月26日に出すときに、そうはいつでもとにかく市内の業者さんということで、笛吹市内に本社、本店があって等級Aで特定建設業の許可を受けているという形で出していくということで、このときの笛吹市内の応札が可能な業者というのは、事業課としても想定、数をされていたかなと思うんですけども、何社ぐらいあるかなという。

○志村一仁君

A、Bが私もよく分からないので菊島リーダーに確認したかどうかは覚えもないんですが、3社以上で5社ぐらいはあるかなというぐらいの想定だったと思います。

○志村委員

そうすると、そのときはそんな感じで2回目のときにはもうこの業務を離れているので、2回目のときのことはお聞きできないんですけども、異動になられるにあたって後任の担当者にこの配水場が取り止めになって持ち越しになるということで、業務引き継ぎで説明等はされていなかったのでしょうか。

○志村一仁君

特には。一連の引き継ぎはありましたけども、特にその業務として配水場、浄水場もそうですけども、その細かい引き継ぎは特にしていません。

○志村委員

そうしましたら、最初に出したときの金額が3億1千万円ぐらいで2回目のときには、配管が追加、配管敷設工事が追加されていて、これは先ほど有賀課長のほうでは2月26日の配水場の築造工事で発注したものには入っていないけれども、そのあと外構工事でやるという想定だったというお話だったんですけども、そういう形で配管工事は、配管の敷設はするという当時お考えだったのでしょうか。

○志村一仁君

そうですね、とりあえずステンレスタンクは時期もありますので、タイミングを見ながらステンレスタンクだけ先につくって、ほかの配管とか緊急遮断弁とかそういったものは受け皿さえつくっておけばできることなので、ではそういう格好で先にステンレスタンクだけという話の中で進んでいると。

○志村委員

タンクは時期もあるというのは具体的にどういう。

○志村一仁君

溶接なんかをする関係で、中で溶接をするのであまり寒い時期とか極端に暑い時期というのはあまりよくないという話を聞いたことがありますので、一応、時期を見ながらタンクを早くやっておいて、一応、工期をとってそのタイミングを見てもらいながらという考え方の中でやっていたと思います。

○志村委員

ありがとうございます。そうするとそういうほうがいいなという傾向的な部分もあるのかもしれないですけども、最初のときは時期としては約11カ月くらいとってあるんですね。10カ月ということはないんですかね。次のときには半年ぐらいになってしまったわけですね。そ

の遅れた分だけ、完成は同じころの完成ということで遅れた分だけということですけども、そのときにはこの水道課ではなかったですけども、それまでのご経験からも施工として苦労はあるのではないかなというふうな感想は持たれたりしませんか。

○志村一仁君

自分が当事者でいても、工期というのはいしよの年度が決まっていますので、どうしてもそうせざるを得ないんですが、できれば余裕を持って、よりいいものをつくりたいので余裕を持ってやりたいなという考え方は基本的には持っていました。

○志村委員

それで、これはあと結果なので当時、最初の発注をしたときの感触でいいんですけども、2回目のときには4千万円ほど増額になって、配管敷設が入っているということになってはいるんですけども、これについては当時、最初の発注で3億1千万円ぐらいでやった場合と比較して、特に事業費がちょっと多いのではないかとかということはないんですか、そのまま別に配管、外構工事を一緒にやっても同じぐらいはかかったでしょうか。

○志村一仁君

おそらく同じぐらいはかかっていると思います。そうですね、同じぐらいはたぶんかかっていると思います。

○志村委員

ではあと最後にタンクですけども、このタンクを市内業者にせよJVで県内の業者にせよ結果として市内の業者が親でJVで落札をしているわけですけども、タンクを納入するルートというのは受注、入札で落札した業者さんが配水場へタンクを設置する場合にはどのようなルートを取るのか、パターンとして。境川のときにもそうですけども。

○志村一仁君

パターンとしてはメーカーから見積もりを取って、それでメーカーのほうから納めてもらうという形だと思います。

○志村委員

メーカーから、例えばA社さんが落札をして配水場の築造工事をやりますと。その事業費の中でも8割を占めるタンクについては、その受注、A社さんがメーカーから見積もりを取って、そしてメーカーに入れてもらうと。メーカーさんといってもあまりないと思うので、全国的にもそう数はないと思うので、見積もりを取る中でいいほうを取るんでしょうけども、A社さんが間にB社さんとかを入れて、例えば、その先にメーカーがいるというふうな取り方をすることも想定としてはあるんでしょうか。

○志村一仁君

一般的にはおそらくないですね。ステンレスメーカーは2社しかない。今、大きいものを造れるところが。なんでもよければほかのところでも造れますけれども、基本的には水道用のステンレスタンクは2社しか造れませんので、その中へ業者が入ってという話はあまり聞いたことはないですね。

○志村委員

メーカーというのは、2社しかおおむねないのであれば、特にメーカー名を言っても問題ないと思うんですけども、森松さんともう1社はどこですか。

○志村一仁君

ベルテクノです。

○志村委員

ベルテクノさん。はい。それで要するにそのメーカーから取るにしても間に業者をかます、要するに導入するのに流通ルートとしてA社がメーカーから直に入ればいいんですけども、間にB社をかまして導入するという納入方法というのはあり得るのでしょうか。

○志村一仁君

森松はそういうやり方はやっていないと思います。話を聞いた中では。直接、営業の人はその元請けのところへ見積もりを出しに行ったりとかしていますので、おそらくそういう形は。ベルテクノもおそらくそういうことはしていないとは思いますが。そのへんは、ちょっと話を聞いたことがないので、はっきりは分かりません。

○志村委員

分かりました。ありがとうございました。

○野澤委員長

よろしいですか。

(はい。の声)

ほかはどうでしょうか。

(なし)

では、ありがとうございました。

ご苦労さまでした。

○野澤委員長

ご苦労さまです。

早速、今日は聞き取り調査ということでご通知を差し上げたと思いますけども、それも内容は限定されていて、御坂の配水場、あとで下野原の配水場というふうに工事名が変わっているんですけども、とりわけ御坂の配水場の公告が取り止めになったという、この件に関して知り得ているところをお話しいただきたいと思います。

ご存じのように去年の2月26日に公告、そして28日、26日を含めて3日後には取り止めということで、そのあと今度は再公告というようなことですが、この一連の流れで角田さんのほうで知り得ていることをざっくばらんに話ししていただきたいと思います。

○角田和仁君

申し訳ないですが、私、4月1日から辞令をいただきまして水道課へ移ったものですから、取り下げについて私は詳しいことは存じません。

○野澤委員長

ではその関連で取り下げの理由等についてお聞きしたことは、どんな形で再公告は条件変更ということですので、どのような説明をいただいているか。

○角田和仁君

特に、ですから取り下げということについては私は特に伺っておりませんし、今回は、いずれ再公告ですから、違った形で、工期も短くなりますので、工期を短縮するあたり、完成できるように発注していったわけですし、特に詳しい経過は聞いておりません。

○野澤委員長

そのほかで再公告で例えば当初は3億1千万円からの工事費が、3億5千万円ということで内容変更もありましたけれど、そのへんは角田さんはどのようなことに関わっているかどうか。具体的に。

○角田和仁君

それにつきましては今、工期短縮のために配管等、1回タンクを造って掘削したものを埋め戻して、また配管するのであれば、また別に発注するので工期がかかりますので、こちらでコンサルのほうからこれを今回入れたらどうかということがありましたので、その配管工事を一緒にして発注した次第です。

○野澤委員長

ありがとうございました。

私のほうからの質問は以上ですけれども、委員さんのほうからお願いします。

どうぞ。

○志村委員

どうもお疲れさまです。よろしく申し上げます。

基本的には4月1日以降ということで、この下野原配水場築造工事を執行伺いという形から前の公告案をつくり直すような形で配管工敷設も入れて原案をつくっていくのに、角田さんが担当として関わってきたということによろしいですか。

○角田和仁君

公告の内容ですか、公告の業者と選定ですか。

○志村委員

一応、事業課のほうでこの下野原の配水場の築造工事というのをあげていて、管財課とも入札の要件等を調整して最終的に公告委員会に出して公告されると思うんですけども、そのもとです。もとをつくる人。

○角田和仁君

もとはやはり、私も当初のものを詳しく知りませんでしたから、管財課の担当と前回こうだったから、またJVという話の中でどうするかという話はお互いして公告しました。

○志村委員

そうすると、最初の工事のときにはステンレスのタンクを設置するというのがメインの配水場築造工事だったので特にJVでやる必要もないだろうし、もっと言えばメーカーに直接発注してもよかったのではないかなというようなお話も前の方から聞いたんですけども、今回これをJVにするという形の中で、県内の業者ということでいくと、本社、本店があるということで要件は前に比べると広げているわけです。そのときに角田さんが担当として、今回の7月9日の配水場築造工事で応札可能な業者さんというのが、どのくらいいるというふうにお聞きしていましたか。あるいはご自分で調べていらっしやったか。

○角田和仁君

詳しくは調べておりませんが、市内業者であればかなりの、P点が高いですから少ないとは思っておりましたけども。

○志村委員

特に数は何社とかというのは。

○角田和仁君

そうですね。私は。ただ市内だけだと、ちょっと親になるのは足りないという感覚はありました。

○志村委員

それからこれについては、配管が入ったので増額になったというふうな結果になっているんだと思いますけども、これについては先ほどコンサルのほうから配管工事を一緒に入れてやってはどうかと、発注したというふうに説明がありましたけども、やっぱりそうなる今までは別に当初のとおり、別の工事としてやっていたものをせっかくタンクを設置するのでそのときに一緒に配管もやってしまえばということになると、金額としては少し絞れるんじゃないかと思うんですけども、増額の分を絞れるんじゃないかと思うんですけども、そのへんはコンサルから。

○角田和仁君

経費は一緒になりますから絞れるとは思いますが、このぐらいの工事になると経費ははかばか低い率になってきますのであまり変わらないという認識ですけども。一般的な発注で。

○志村委員

あとタンクについてですけども、タンクについては製造メーカーというのが限られているというふうにお聞きしましたが、そのへんはご認識があったのでしょうか。

○角田和仁君

そうですね。何社かしかないという気持ちはもちろんありましたけども、私もタンクを発注したのは始めてですから、その当時は何社ぐらいかというのははっきり知りませんでした。ただ専門屋がきてやるだろうなという気持ちはありました。

○志村委員

結果としては、市内の業者の共同事業体が落札ということになったわけですけども、その後、工事を進められて一応、完成したというふうに。もう完成したんですかね。

○角田和仁君

3月25日に完成して検査が25日ですか、24日に完成でしたから。

○志村委員

その間、タンクやその工事のいろいろな機器とか配管というのを担当としても何度か見に行かれていますか。

○角田和仁君

はい。

○志村委員

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、タンクの納入にあたっては、落札した共同企業が直接メーカーさんから見積もりを取って納入されていましたか。

○角田和仁君

そのへんにつきましては、業者さんが見積もり取ったとかそういうことはわれわれには特に、要は図面どおりのものを仕上げてもらえればいわけです。今回の工事については材料をたしか業者さんが自分で買う形で、施工についてその下請けとしてこの業者を入れてやったという形になっておりますので、一式タンクを見積もり取ったということは、うちのほうでは把握をしておりません。

○志村委員

それは形として最終的にきちんといいものができればいいということになると思うんですけども、その発注して事後審査をする中でちょっと応札してきたのは2社、2JVしかなかったので金額的なものがあったかと思うんですけども、その内容的なものを事後審査する中で、そういうふうなことを。

○角田和仁君

これは事後審査というか、一般競争だったんですよね。入札の内容ですか。見積もりの内容をチェックするだけであって、それに施工の良し悪しを判断、だから下請けがどうのとかということは一切ありませんので、見積もりには、それは分かりません。

○志村委員

そうすると完成までの間に一応、発注者の立場としては、そういう中でどういうふうな、要するに受注業者が下請けなりなんなりをしているかということころまでは。

○角田和仁君

それは全部把握しています。

○志村委員

把握してあるということですか。

○角田和仁君

当然、下請けへ出せばどの業者が下請けしますと。この中でまた資格者も、資格要件も必要ですから、こういう資格者がきますと。そういうことで全部やっけていまして、そして施工につきましても、その溶接についてクラックがないかとかそういうことについても全部、検査を行っておりますので、問題なく完成されているはずで。特にコンサルも施工管理が入りますので、物とか下請け、材料とかその業者、その施工に関する技術者の問題がないということとやっておりますので、問題なく完成されていると思っています。

○志村委員

そういう部分ではそうだと思うんですけども、要するに何をどこから取ったということころまでは。

○角田和仁君

取った・・・。

○志村委員

要するに材料、さっきも言われた。

○角田和仁君

材料は全部分かっております。

○志村委員

材料もどういうふうにくたのかということも。

○角田和仁君

材料、1枚1枚全部履歴がありますので、どこの工場で作った板かというのもはっきり分かっております。それで製作して加工して現場へ持って行って溶接した格好になっておりますので、それは全部分かっております。把握しております。

○志村委員

では、それはあとで確認をしようと思えばできるということですね。

○角田和仁君

出来ます。

○志村委員

分かりました。

○野澤委員長

ほかにどうでしょうか。

よろしいでしょうか。

(な し)

どうも、角田職員にはご苦労さまでした。ありがとうございます。

一応6名の聞き取り調査は終わりました。

議事でその他がありますので、何か関連の事項をお持ちの方はお願いします。

よろしいですか。

(な し)

ないようですので、以上をもって議事を終了いたします。

どうもご苦労さまでした。

その他のその他はいかがですか。

(な し)

なければ、事務局のほうから。

○西海事務局員

次の日程がもし決まるようであればお願いします。

○野澤委員長

次の日程ですけれども、今日もまた、いろんな評価、捉え方がありますので、今までの地域経済が波及というところからは少し違うような視点であったのではないかというような気もしますし、それと同時に今回の場合は、今度、命令みたいな形で決定がなされということは確認できたかと思います。そのことを踏まえて少なくとも1回、準備会を入れる中でという形がよかろうかと思えますけれども、どうでしょうか。

(異議なし。の声)

準備会の日程は。

○野澤委員長

23日の午前中。

○野澤委員長

ではいいですか。23日の午前中。

○西海議会事務局員

23日には一般質問の受付が始まりますので、できれば外していただけるとありがたいです。

○野澤委員長

27日は全協ですね。午前中は私が都合が悪いです。28日は。

○野澤委員長

28日の午後でよろしいですか。

(いいです。の声あり。)

○野澤委員長

事務局のほうもよろしいですか。

○三沢議会事務局長

私は議長と出張ですが。

○野澤委員長

いなくてもどうにかしますので。28日の午後。よろしいですね。1時半でいいですか。ではそういうことで。

ではご苦労さまです。

○西海議会事務局員

1点よろしいですか。

お手元のほうに前回、第12回の委員会の会議録を配らせていただきました。前回の会議のときに、これまでの会議録の取り扱いについて確認をさせていただいたんですけども、そのときの確認事項として閲覧の申請があった場合には、その当事者については閲覧を可能にするというふうなことで確認をいただいているように私のほうは認識していたんですけども、そのへんのところの再確認をお願いしたいと思います。

○野澤委員長

私もそのように認識してまして、これはそのときの議論でまずは完全に、いろんな聞き取りも証言も途中というふうに考えたほうがいいと思うし、これが出たことがすべて真実ならいいんですけども、そういうこともありますので、これは今、事務局が言ったように当事者、直接関係した人にも、もし閲覧の希望があればコピーなりお渡しできるけれども、ほかは、この委員会の委員の内部の資料という扱い、このように確認、了解を得ているというふうには理解しています。それでよろしいですかね。

(異議なし。の声)

○西海議会事務局員

委員長、今、当事者の方であればコピーもいいという話ですけども。

○野澤委員長

閲覧だけです。すみません。

だから出回るコピーはわれわれしか持っていないと。

よろしいですか。では、ほかには。

(なし)

では、ご苦労さまでした。

○三沢議会事務局長

大変お疲れさまでした。

最後に互礼を交わして終わりたいと思います。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時28分